



広島県報

定期
第42号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	環境対策室	一
結核予防法の規定による医療機関の指定	保健対策室	三
家畜伝染病の発生	畜産振興室	三
基本測量の実施	土木総務室	三
公共測量の実施	"	四
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	四
争議行為の予告	(労働福祉室)	四
土地改良事業の施行の同意(市町村)	(福山地域事務所)	四
公安委員会告示		四
遊技機の型式の検定の告示		五
公安委員会公告		五
教習指導員審査(普通)の実施		五
正誤		五
平成十八年三月二十三日付け広島県報(定期)第二十二号中広島県告示第三百十四号の訂正	(港湾管理室)	五

告示

広島県告示第六百二二号
 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年六月八日

広島県知事 藤田雄山

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称	竹原市忠海中町一丁目一番二五号 アヲハタ株式会社 取締役社長 多智花 宏治
工場又は事業場の所在地及び名称	竹原市忠海中町一丁目一番四三三号 アヲハタ株式会社 ジャム工場

二 申請の内容

四 〇 洗浄施設 一基を新設し、四 〇 洗浄施設 一基を廃止する。
 排水処理施設一及び滅菌反応槽の処理の方法を変更する。
 一 排水口の水质を変更する。

1 特定施設の種別能力及び使用の方法

種 類	能 力	等 期			工 期	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔 及 び 一 日 当 た り の 使 用 時 間 (使 用 の 季 節 的 変 動)	の 方 法		
		許 可 後 直 直 ち に	着 工 後 直 直 ち に	完 成 後 直 直 ち に						汚 水 排 出 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常
四 〇 〇 洗 浄 施 設 (洗 浄 機 二)	一 日 当 た り 一、五〇〇ケース(二 四 入) 洗 浄	許 可 後 直 直 ち に	着 工 後 直 直 ち に	完 成 後 直 直 ち に	予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	十 時 間 連 続 使 用 (な し)	水 素 イ オン 濃 度 (単 位 ・ 水 素 指 数)	七	七	七
四 〇 〇 洗 浄 施 設 (洗 浄 機 三)	一 日 当 た り 六〇〇ケース(二 四 入) 洗 浄	同上	同上	同上	同上	同上	同上	九 時 間 連 続 使 用 (な し)	同上	同上	同上	同上
									浮 遊 物 質 量	五 以 下	五 以 下	五 以 下

使用の方法			工期等			項目	既設	変更前	変更後
処理前処理後の汚水等の汚染状態			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				
窒素含有量	化学的酸素要求量	項目							
六	六一	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
二〇	七五	最大							
六	六一	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
二〇	七五	最大							
六	六一	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
一九	六四	最大							
六	三五	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
一九	六四	最大							

(その二) 滅菌反応槽

使用の方法			工期等			項目	既設	変更前	変更後
処理前処理後の汚水等の汚染状態			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				
排出される汚水等(トル)	化学的酸素要求量	項目							
一三三・五	一、四二五	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
一六五	一、七六五	最大							
一三三・五	一三三	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
一六五	二九四	最大							
一七〇	一、四一〇	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
二〇〇	一、八二六	最大							
一七〇	八〇	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	変	更	前	後
二〇〇	一六〇	最大							

2 汚水等の処理の方法
(その一) 一 総合排水処理施設

汚水等の排出先	使用		
	排出される汚水等(単位・立方メートル)	窒素含有量	窒素含有量
滅菌反応槽	三・五	三	五・八
	九	四・三	一九
同上	一	同上	

3 排水水の汚染状態

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常最大	最大	通常最大	最大
1排水口	化学的酸素要求量	六一	七五	三五	六四
		六	二〇	六	一九

単位・リットルにつき
ミリグラム

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年六月 八日から
平成十八年六月二十八日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び竹原市民生部市民生活課

広島県告示第六百三十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月八日

広島県知事 藤田 雄山

名称	所在地	指定年月日
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二・五・七 クリニクモール リフレ一階	平成一八・五・一
木岡産婦人科・きおか皮膚科クリニック	呉市焼山中央二・五・七 クリニクモール リフレ二階	一八・五・一
小笠原内科・胃腸科	呉市中央五・一・一五	一八・四・一五
医療法人社団 大下クリニック	呉市天応南町一・一	一八・五・一
いわい歯科クリニック	廿日市市上平良一三 七・二二	一八・五・一
サンの薬局	大竹市油見一・九・一	一八・五・一
くまの薬局	安芸郡熊野町字火之原二七 三・八	一八・四・一
コスモス薬局 海田東店	安芸郡海田町幸町一・四五	一八・六・一
壇上内科医院	尾道市西御所町八・一五	一八・五・一
西宅味薬局	府中市府中町七四九・一	一八・六・一

広島県告示第六百四十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年六月八日

広島県知事 藤田 雄山

名称	所在地	辞退年月日
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二・九・三八	平成一八・四・三〇
小笠原内科・胃腸科	呉市中央五・一・一五	一八・四・一四
医療法人社団 大下クリニック	呉市天応南町三・一六	一八・四・三〇
松本皮膚泌尿器科医院	呉市中通二・二・一	一八・六・一
壇上医院	尾道市西御所町九・九	一八・四・三〇

広島県告示第六百五十五号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年六月八日

広島県知事 藤田 雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
五	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	五歳	一頭	平成一八年五月三〇日	殺処分	広島県東広島市安芸津町木谷八四一番地	
四	ヨーネ病	牛	ホルスタイン	五歳	一頭	平成一八年五月五日	殺処分	東広島市竹森六番地	

広島県告示第六百六十六号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年六月八日

広島県知事 藤田 雄山

一 作業種類
基本測量(精密測地網高精度三次元測量)

- 二 作業期間
平成十八年六月十二日から平成十九年一月三十一日まで
- 三 作業地域
広島市、大竹市、廿日市市

広島県告示第六百七号

国土交通省中国地方整備局土師ダム管理所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業期間
平成十八年六月一日から平成十九年三月二十三日まで
- 三 作業地域
安芸高田市八千代町北部地域、安芸高田市吉田町西部地域、北広島町東部地域

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。
平成十八年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人つくし工房可部	河本 正順	広島県広島市安佐北区可部四丁目三番三〇号	この法人は、障害者に対して、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。	平成一八年五月二九日
特定非営利活動法人フレンドシップネットワーク	山中 清美	広島県広島市中区一六八丁堀七番号	本法人は、高齢者及びこれから高齢者になる者として、老人介護事業と介護予防事業及び心のケアを目的とした文化、芸術活動を実施し、救命	平成一八年五月二九日

、救急の知識を普及させる活動をするとともに、大学で福祉を学ぶ学生を対象とした福祉実習の場の提供等の活動を通じて、保健、医療又は福祉の増進を図るとともに、学術、文化、芸術の振興に貢献することを目的とする。

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定によって平成十八年五月二十五日付けで庄原赤十字病院労働組合執行委員長代理妹尾梨沙、土井朝子及び福留啓介から争議行為を行う旨、通知があったので、次のとおり公告する。
平成十八年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的
賃金その他の労働条件の改善
- 二 争議行為の日時
平成十八年六月九日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所
庄原赤十字病院において、庄原赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 四 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年五月三十一日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年六月八日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名
福山市	風 呂	区画整理事業
福山市	下本郷	区画整理事業

